

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和8年3月16日

さいたま市長

清水 秀人

さいたま市規則第15号

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
1 [略]					1 [略]				
2 プラザイースト					2 プラザイースト				
(1) ホールの附属設備の使用料					(1) ホールの附属設備の使用料				
名称		単位	使用料	備考	名称		単位	使用料	備考
[略]					[略]				
音響設備	[略]				音響設備	[略]			
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]		副調整卓	1式	1,860円	[略]
[略]					[略]				
照明設備	[略]				照明設備	[略]			
映写室	16ミリ	1式	11,200円	スクリーンを含まない。	映写室	16ミリ	1式	11,200円	スクリーンを含まない。
	スライド	1式	1,120円	スクリーンを含まない。		スライド	1式	1,120円	スクリーンを含まない。
[略]					[略]				
(2) リハーサル室、多目的ルーム、映像シアター、音楽スタジオ、茶室、セミナールーム、アトリエ・陶芸及び展示室の附属設備の使用料					(2) リハーサル室、多目的ルーム、映像シアター、音楽スタジオ、茶室、セミナールーム、アトリエ・陶芸及び展示室の附属設備の使用料				
名称		単位	使用料	備考	名称		単位	使用料	備考
[略]					[略]				
映像シ	[略]	[略]	[略]	[略]	映像シ	[略]	[略]	[略]	[略]

アター	]	略]		]
	[略]	[略]	[略]	
[略]				

(3) その他の附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
マルチプロジェクター	1式	830円	
移動式スクリーン	1式	200円	
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

3～23 [略]

アター	]	略]		]
	スライド 映写機	1式	930円	
	16ミ リ映写 機	1式	2,880円	
	[略]	[略]	[略]	
[略]				

(3) その他の附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
スライド映写機	1式	460円	
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

3～23 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。